

船舶事故調査報告書

平成23年4月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年10月6日 21時00分ごろ
発生場所	鹿児島県徳之島 <small>よなま</small> 与名間埼南西沖のリーフ 鹿児島県天城町与名間埼灯台から真方位236°500m付近 （概位 北緯27°52.7′ 東経128°53.2′）
事故調査の経過	平成22年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二幸丸 <small>さち</small> 、4.2トン KG3-35035（漁船登録番号）、個人所有 10.63m（Lr）×2.62m×0.83m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和60年11月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成11年7月28日 免許証交付日 平成22年7月1日 （平成27年6月30日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船尾船底破口、推進器翼曲損、舵脱落
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、与名間埼北西沖を天城町松原漁港に向けて帰航するため、約155°の真針路、約7～8ノットの対地速力で、自動操舵により航行中、船長が、同乗者と雑談をしていたことから、予定変針場所に達したことに気付かずに南東進を続け、平成22年10月6日21時00分ごろ、与名間埼南西沖のリーフに乗り揚げた。 乗揚後、同乗者は、携帯電話で海上保安庁に事故を通報した。 本船は、僚船により引き出されたのち、巡視艇により天城町平 <small>へ</small> 土 <small>の</small> 野港にえい航された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：うねり 約1～1.5m、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長は、平成12～13年ごろから5年間ほど本業の建設業の仕事が終わった後や仕事がない日を利用して漁を行い、その後、漁をやめていたが、平成22年2月ごろ本船を購入して再び漁を始めた。 船長は、松原漁港に向けて帰航する際、与名間埼灯台及びその後方の山

	<p>頂にある航空障害灯に向けて航行し、徳之島北東端の^{かなみ}金見崎灯台の灯光が徳之島北岸付近の山陰に入り見えなくなったとき、松原漁港近くの徳之島空港の灯りにに向けて変針し、徳之島西岸沖を南下する予定であった。</p> <p>船長は、GPSプロッターの電源を入れていたが、画面を見ていなかった。</p> <p>本船にはレーダーの設備がなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、夜間、与名間崎北西沖を南東進中、船長が、同乗者と雑談を行い、予定変針場所に達したことに気付かず、南東進を続け、与名間崎南西のリーフに乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、与名間崎北西沖を南東進中、船長が、予定変針場所に達したことに気付かなかったため、南東進を続けて与名間崎南西方のリーフに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	